

平成30年度第11回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	平成31年2月27日 午後1時30分										
閉会日時	平成31年2月27日 午後3時15分										
場 所	五島市役所3階大会議室										
農 業 委 員 出 席 委 員 (15名)	1	南 忠明	2	出口 幸博	3	山崎 早苗	4	平田 光昭			
			6	今里 誠一							
	9	古里 善秀	10	山下 富雄	11	谷川 基晴					
	13	角田 隆章	14	上村 孝幸	15	岩田 弘孝	16	尾崎 初雄			
	17	林 賢市	18	寺坂 誠一	19	山田 勝久					
欠 席 委 員 (4名)	5	荒木 富男	7	中村 耕二	8	山本 実雄	12	奈留 敏弘			
推 進 委 員 出 席 委 員 (一名)											
欠 席 委 員 (一名)											
署 名 委 員	16	尾崎 初雄	17	林 賢市							
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 主査：田中善博 嘱託員：井川勝博										
	分室 富 江：伊賀紀子主幹				三井楽：野口良美係長						
				岐 宿：月川美香主査				奈 留：村木博信係長			

議 題	件 名	結 果
議案第 62 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可 決
議案第 63 号	農地法第 4 条、第 5 条の規定による許可処分の取消願に係る意見について	可 決
議案第 64 号	農地法第 4 条、第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
議案第 65 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
議案第 66 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農地利用配分計画(案)に対する意見について	可 決
議案第 67 号	農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供について	可 決
議案第 68 号	農地等の利用の最適化の推進に関する意見について	可 決
議案第 69 号	保安林指定に係る農業委員会の意見について	可 決
議案第 70 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

上程案件及び処理結果

＝午後 1 時 30 分 開会＝

□事務局長

それでは、平成 30 年度第 11 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、5 番荒木富男委員、7 番中村耕二委員、8 番山本実雄委員、12 番奈留敏弘委員から欠席の旨通知があっており、総会の出席数委員は、19 名中 15 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 30 年度第 11 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

○議長

それでは、議案第 62 号の 1 番を審議いたします。

本案については、〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

3 ページをご覧ください。

議案第 62 号

1 番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外畑 1 筆、2 筆合計 1,564 m²

譲受人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人： 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇 〇丁目〇番〇—〇〇号

〇〇〇〇 会社員

譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。

契約内容： 売買 対価 2 筆合計〇〇万円

次に、2 月 18 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

□ 〇〇委員

手続き上は上手くいっているんでしょうけど、現在、〇〇さんは百姓をされていないんですよ。介護の方を専門にされていて。何を規模拡大されるのか。

□事務局

何をこの 2 筆に作付けされるのかとお聞きしたところ、大きい方には飼料作物、小さい方には家庭菜園とのことでした。

□ ○○委員

手続き上、不備はないと思うんですよ。でもあいまいだし、ご本人も忙しくて家庭菜園をする暇はないんじゃないですか。

○議長

書類上、こちらとしてはだめじゃないかと反論はできない。

□ ○○委員

繰り返しますが書類上は不備はないと思うんですけど、○○の委員さんの意見を聞きたいですね。

○議長

委員さん、何かありますか。

□ ○○委員

○○さんを知ってますか。太陽光パネルや介護施設やられていて、家庭菜園なんてできるわけじゃないじゃないですか。

○議長

では、採決いたします。議案第62号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は許可されました。
○○番○○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。
—○○番○○○○委員：出席—

○議長

次に、議案第62号の2番から4番については、関連がありますので一括して審議いたします。事務局の説明を求めます

□事務局

2番 土地の所在地：○○町○○番 畑1筆、2,135㎡

借受人： ○○町○○番地 ○○○○ 農業

貸出人： ○○ ○丁目○番○号 ○○○○ 農業

借受理由： 当該地を借り受けて農業経営の規模拡大を図る。

貸出理由： ハウスでの栽培に重点をおくため当該地を貸出して規模縮小する。

契約内容： 3年間の賃貸借、年額○万円

3番 土地の所在地：○○町○○番 畑、外畑1筆、2筆合計 2,083㎡

譲受人： ○○町○○番地 ○○○○ 農業

譲渡人： ○○ ○丁目○番○号 ○○○○ 農業

譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 重労働ができないため当該地を譲り渡して規模縮小する。

契約内容： 売買 対価2筆合計○○万円

- 4番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 田1筆、1,924㎡
譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業
譲渡人： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇 — 〇〇号
〇〇〇〇 会社員
譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。
譲渡理由： 市外に居住しており耕作管理ができないので譲り渡す。
契約内容： 贈与

次に、2月18日〇〇及び〇〇・〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第62号の2番から4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、2番から4番は許可されました。

○議長

次に、議案第63号農地法第4条・第5条の規定による許可申請の意見の取消について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可処分の取消願に関する参照条文を要約して説明します。4ページをごらんください。

農業委員会は、「許可処分の取消願」の提出があった場合には、当該願出書及び添付書類を点検し、併せて①から③の事項を確認のうえ、取り消すことが適当であるかどうかの意見を付して、長崎県に進達するものとする。

①「許可処分の取消願」の願出人は、許可処分を受けた者（譲渡人、譲受人）全員の連名であること。または、許可処分を受けた者全員から取消行為一切について、委任を受けていること。

②許可目的に係る転用行為が行われておらず、かつ、行われる見込みがないこと。

③農地法第5条による許可処分にあつては、次のア、イ又はウのいずれかに該当すること。

ア 権利の移転の場合にあつては、権利の移転が行われていないこと。（債務不履行による解除権行使により、原状に回復せしめた場合も含む。）

イ 権利の設定の場合にあつては、権利の設定が行われていないか、又は、許可前の権利状態に回復していること。

ウ 権利の移転の場合で、権利の移転登記済みであるが、許可処分取消後に許可前の権

利状態に回復する意思があること。(登記回復の手続を行ったことを確認するため関係書類を提出させること。)です。

それでは、5 ページをごらんください。議案第 63 号の 1 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 203 m²
譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇
譲渡人：〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇〇〇
転用目的：住宅用地

本案は、昭和 56 年 1 月 26 日に農地法第 5 条の許可を得た案件でございますが、申請者が、居住用の建物を建設する予定でありましたが、一身上の都合により建築できなくなった為の許可処分の取消願ひであります。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 63 号の 1 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号、農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請の意見の取消については、原案のとおり可決されました。

○議長

すみません。今の私の発言を 1 回取り消します。
〇〇地区協議会の説明を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 63 号の 1 番について、当協議会は去る 2 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 63 号の 1 番
所在：〇〇町〇番
転用者：〇〇〇〇
転用目的：住宅用地

本案について、許可処分の取消願ひはやむを得ないと認められ、願ひのとおり許可を取り消すことが適当である、との意見に決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

まず〇〇地区協議会会長の報告は、議案第 63 号の 1 番についてはやむを得ないとの結論

に達したとのことであります。

それを踏まえて、質疑を終わり、採決いたします。議案第 63 号の 1 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号、農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請の意見の取消については、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 64 号 農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第 4 条・5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。6 から 7 ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第 1 種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。また、本日の議案にもありますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可をすることができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

○議長

それでは、議案第 64 号の 1 番と 2 番を審議いたします。なお、本案については、〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番 〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、8 ページの議案第 64 号の 1 番をご説明いたします。

所 在：	〇〇町〇〇番	田	134 m ²	
	〇〇町〇〇番	田	483 m ²	
		合計	617 m ²	第 1 種農地

譲受人：〇〇町〇〇番 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南西へ約 200mに位置し、農業振興地域内の農用区域外で都市計画区域内にあります。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、原状のまま利用し、南側隣接境界に沿ってブロック塀を設置することで土砂等の流失の恐れはなく、また、緑地緩衝地を設け、建物を平屋建にすることにより近傍農地への日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われま。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、9 ページをご覧ください。

議案第 64 号の 2 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 608 m²

〇〇町〇〇番 畑 479 m²

合計 1,087 m² 農用区域内の農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

契約内容：贈与による所有権移転です。

本案は、転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものに該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇から南西へ約 850mに位置し、農業振興地域内の農用区域内にあります。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、すでに畜舎 2 棟が建設されており転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も被害の発生の恐れは無いと思われま。本案は、農地区分が農用区域内の農地となっておりますが、農業振興地域整備計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができます。平成 30 年 12 月 12 日に用途が農業用施設用地に用途変更をされております。

○議長

議案第 64 号の 1 番が 500 m²を超えているので理由の説明をお願いします

□事務局

一般住宅を建設する場合には許可が 500 m²以内となっておりますが、この度の申請については理由書の提出がっております。理由書を読み上げます。

『〇〇市〇〇町〇〇番及び同所〇〇番の土地について農地転用の許可申請をしておりますが、申請地の面積が 617 ㎡と 500 ㎡を 117 ㎡超えています。それにつきましては、申請地に接して水路が存在し大雨により氾濫する危険もあります。無いことを願っていますが、その場合の対策として水路から建物を離して建築し水が溢れても逃げやすくする為、面積を広く必要としました。』

以上のことが理由であります。

○議長

次に、議案第 64 号の 1 番と 2 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第 64 号の 1 番に対する〇〇地区協議会会長代理の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長（代理）

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 64 号の 1 番について、当協議会は去る 2 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 64 号の 1 番

所 在：〇〇町〇〇番 外 1 筆

申請者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 64 号の 2 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 64 号の 2 番について、当協議会は去る 2 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 64 号の 2 番

所 在：〇〇町〇〇番 外 1 筆

申請者：〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

本案の申請地は、農用地区域内の農地で農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。
議案第64号の1番と2番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。
地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第64号の1番外1件は許可相当と決しました。
〇〇番 〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。
—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第64号の3番と4番を審議いたします。事務局の説明を求めます

□事務局

それでは10ページをご覧ください。議案第64号の3番をご説明いたします。
所在：〇〇町〇〇番 畑 74㎡ 第1種農地
譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇
譲渡人：〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇
転用目的：駐車場用地

申請地は、〇〇〇〇から西へ約50mに位置し、農業振興地域外で都市計画区域内にあります。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、最高0.2mの盛土による土地の造成工事を施工します。隣地との高低差部分は、土留め工事を行うことにより土砂等の流出による被害発生の恐れはないと思われます。また、建物等の構築物を設置しない駐車場用地としますので近傍農地への通風・日照・耕作等に影響を及ぼす恐れはないと思われます。また、雨水排水は自然流下及び道路側溝に放流とし、汚水・生活雑排水については、発生いたしません。本案は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置される駐車場等は例外的に許可することができます。

最後に、11ページをご覧ください。議案第64号の4番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 2,199㎡ 第2種農地
譲受人：〇〇町〇〇 〇〇番地〇〇 〇〇〇〇
譲渡人：〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は〇〇〇〇から南西へ約 240mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きとするため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので日照・通風等、影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 324 枚の発電能力 49.5 k w の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

○議長

議案第 64 号の 3 番の売買価格をお願いします。

□事務局

議案第 64 号の 3 番の売買価格を説明いたします。土地取得費は、売買契約で〇〇万円となっております。以上です。

○議長

次に、議案第 64 号の 3 番と 4 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第 64 号の 3 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 64 号の 3 番について、当協議会は去る 2 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 64 号の 3 番

所 在：〇〇町〇〇番

申請者：〇〇〇〇

転用目的：駐車場用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。周辺の農地等に影響は無く、駐車場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 64 号の 4 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。
尚、この案件については 19 日に地区協議会を開催しております。それではお願いします。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 64 号の 4 番について、当協議会は去る 2 月 19 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 64 号の 4 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番

転用者：〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

本案の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、太陽光発電所用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。
議案第 64 号の 3 番と 4 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。
地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 64 号の 3 番外 1 件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 65 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。
12・13 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執

行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。14ページをご覧ください。本日も審議いただき農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田14筆、畑27筆の計41筆で、面積が90,397㎡。所有権移転につきましては、畑2筆で、面積が4,172㎡となっております。以上です。

○議長

それでは、利用権設定の1番を審議いたします。本案については、〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

15ページをご覧ください。

1番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外4名

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。

利用権を設定する土地： 畑2筆 4,978㎡

更新で、契約容は賃貸借権となっております。

1番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第65号、利用権設定の1番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第65号 利用権設定の1番は、原案のとおり可決されました。〇〇番 〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第65号 利用権設定の2番から13番、所有権移転の14番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 〇〇〇

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

- 利用権を設定する土地： 畑 1 筆 2,029 m²
 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
 2 番につきましては中間管理事業によるものです。
- 3 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 畑 3 筆
- 3 番 2 〇〇〇〇 畑 1 筆
 以上 3 番 1 から 3 番 2 の面積合計は畑 4 筆 5,290 m²、
 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 4 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 畑 8 筆 19,721 m²
 更新で契約内容は使用貸借権となっております。
- 5 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外 10 名
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
 利用権を設定する土地： 畑 2 筆 2,140 m²
 更新で契約内容は使用貸借権となっております。
- 6 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 田 1 筆 3,626 m²
 新規で契約内容は賃貸借権となっております。
- 7 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 畑 3 筆 6,882 m²
 更新で契約内容は使用貸借権となっております。
- 8 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外 4 名
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
 利用権を設定する土地： 田 2 筆 畑 5 筆 15,282 m²
 更新で契約内容は賃貸借権となっております。
- 9 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外 5 名
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
 利用権を設定する土地： 田 2 筆 畑 1 筆 9,529 m²
 更新で契約内容は賃貸借権となっております。
- 10 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 田 4 筆
- 10 番 2 〇〇〇〇 田 1 筆
- 10 番 3 〇〇〇〇 田 1 筆
 以上 10 番 1 から 10 番 3 の面積合計は田 6 筆 7,722 m²
 10 番 2 が更新、それ以外は新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 11 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇

- 利用権を設定する土地： 田 1 筆 3,385 m²
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 12 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 田 1 筆
- 12 番 2 〇〇〇〇 外 1 名 田 1 筆
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
以上 12 番 1 から 12 番 2 の面積合計は田 2 筆 9,281 m²
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 13 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外 2 名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
利用権を設定する土地： 畑 1 筆 532 m²
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

引き続き所有権移転の案件についてご説明いたします。

- 14 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
所有権を移転する者： 〇〇〇〇
所有権を移転する土地： 畑 2 筆 4,172 m²
契約内容は売買で、対価は 2 筆合計〇〇万円となっております。
2 番から 14 番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な
構想第 4 の 1 の (1) の ① の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 65 号 利用権設定の 2 番から 13 番、所有権
移転の 14 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 65 号 利用権設定の 2 番外 15 件、所有権移転の
14 番は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 66 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用
地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求め
ます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。20 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権

を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 64 号 2 番の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。21 ページをご覧ください。

1 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇

利用権を設定する土地：畑 1 筆 2,029 m²

契約内容は、賃貸借権となっております。

1 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 66 号 農用地利用配分計画に対する意見について 1 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 67 号 農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

22 ページをご覧ください。議案第 67 号 農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供について。農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。となっております。

平成 30 年 1 月から 12 月に締結した、農地法第 3 条及び農業経営基盤強化促進法により利用権設定した全データから抽出したものであります。また、承認いただければ後日、市のホームページ及び窓口で公表する予定であります。

なお、昨年と比較しまして、田の部ではデータ数 346 筆の平均が今回 9,000 円で、昨年在 9,800 円でしたので 800 円の減。また畑の部ではデータ数 334 筆の平均が今回 3,700 円で、昨年在 3,500 円でしたので 200 円の増、となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 67 号 農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号 農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供については、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 68 号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

本日お配りした資料をご覧ください。

議案第 68 号農地等の利用の最適化の推進に関する意見について説明いたします。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 38 条に、「農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」とあります。この法律の規定により行うもので、内容につきましては、去る 2 月 21 日農業委員会運営委員と認定農業者協議会役員・市農業振興課・市農林整備課・JA ごとう、との意見交換会を開催し、その内容を基に農業委員会で取り纏めを行い作成しております。読み上げます。

1. 農地基盤整備事業の推進と維持管理対策について

- ・農地の集積及び大区画化による作業効率の向上や農地中間管理事業の推進を図るため、引き続き圃場整備等の農地基盤整備を推進していただきたい。
- ・基盤整備後長年経過した区域においては、老朽化した基盤整備ほ場の排水施設（暗渠排水）及びため池の改修及び維持管理事業に対して支援をしていただきたい。
- ・基盤整備に伴う土地改良区の経常賦課金については、土地改良区連絡協議会への経営費補助の拡充を検討されるなど、更なる負担の軽減が図られるように取り組んでいただきたい。

2. 担い手農家等の育成について

- ・認定農業者については、これまでも地域農業の担い手として確保・育成を図り推進しているところであるが、引き続き経営規模の拡大を図るなど安定的な経営の支援に取り組んでいただきたい。また、国の経営体育成支援事業等を活用する場合のポイント化については、離島のハンディキャップを加味したポイント制度となるように要望したい。さらに後に続く意欲ある担い手及び新規就農者が定着できるよう、儲かる農業の実現に向けた支援に引続き取り組んでいただきたい。

3. 農地中間管理事業の推進について

- ・担い手への農地集積・集約化を促進するためにも。関係機関が連携を密にし、農

地中間管理事業が活用されるよう周知徹底と情報発信に、積極的に取り組んでいただきたい。また、事業の推進には農地基盤整備事業による効果が大きいため引き続き同事業及び土地改良区と連携した取り組みを推進していただきたい。

4. 有害鳥獣対策について

・五島市におきましては、イノシシやシカをはじめとする有害鳥獣対策について、防護柵の設置、ICTの活用、わなによる捕獲など重点対策として取り組んでいただいているところであり、農業者が農業生産意欲を持ち、安心して農業に励むことができるよう引き続き取り組んでいただきたい。

5. 農畜産物の輸送コストの助成及び販路拡大について

・平成29年4月国境離島新法の施行に伴い、農産物及び資材等の輸送コスト支援に取り組んでいただいているところであり。引き続き輸送コストの軽減に係る支援について取り組んでいただきたい。また、五島農畜産物の消費拡大にむけて販売経路の拡大や6次産業化支援措置に引き続き取り組んでいただきたい。

以上が意見書の案であります。本日、可決承認いただければ、3月4日に市長へ意見書の提出をすることにしております。以上です。

○議長

今、事務局から読み上げてもらいましたが、皆さんの方から付け加えること等があれば修正して市長へお願いに伺おうと思います。皆さんから何かありませんか。

□ ○○委員

確認ですが、1の3番目、「土地改良区の経常賦課金」でいいんですよね。

○議長

そうです。

□ ○○委員

経常賦課金を区切ってもらえばいいと思うんですけど、補助金が90%でるとしても、ずっと30年取られたら補助金0だもんね。反対に課徴金まで取られて。私も意見交換会で言ったけど、10年くらいで区切ってくれたらいいんだけど。課徴金も10年なら10年と。ずっと取られると圃場整備に30年間納めるとどうやら8割分を取り戻せない。

□ ○○委員

詳しく説明してもらってもいいですか

□ ○○委員

一反を整備するのに10万円かかるとするじゃないですか。自分の知人はその8割を補助してもらって27年納めたら、課徴金を田の購入額より100万円多く取られた。課徴金は区切りがない。

□ ○○委員

自分の地区でも賦課金について問題になっていまして。そのお金を何に使うかといいますと土地改良区の連絡協議会に事務費として預けて処理してもらっている。

○議長

事務費は今、連合会ではありますけどそこをお願いしている。事務費は全部取られているのでその分も含めて昨年度から助成をお願いしている。

又、予算を計画しているというので事務費を0というのはなかなか難しい。昨年も市長にも事務費の軽減をお願いしたいという話をしている。

3月4日に市長へ土地改良区の手務費軽減も含めてお願いにしようと思っております。

それと1番の中で2番目に今年度は排水設備の他にため池という形で出しております。ため池も老朽化して改修をお願いするということになりますので、これも入れてもらっております。

それと2番目の担い手農家等の育成についてのポイント制度は国の施策なので離島のハンディキャップをお願いしたいと取り組んでおります。

今年度はこのような形をお願いしようと思っております。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第68号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第68号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見については、原案のとおり可決されました。

尚、これについては3月4日に市長へお願いに伺う予定にしております。

○議長

次に、議案第69号 保安林指定に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

23ページをお開き下さい。議案第69号保安林指定に係る農業委員会の意見について、事務手続きについて、ご説明いたします。

1. 保安林の指定は、その権限の有する農林水産大臣又は都道府県知事が必要を認めれば指定することができる。
2. 保安林は森林を対象として指定することとされております。
3. 森林法第2条には、森林とは木竹が集団して育成している土地及び、その土地上にある立木竹及び立竹の集団的な生育に供される土地と規定されています。
4. 地目が田畑であっても、その土地が現況において林叢状態を呈している等、森林として利用されている状態にあれば、森林法上の森林ということができるとなっており、保安林に指定することは可能とされています。
5. 現況が森林状態を呈している土地で地目が田畑となっているかどうかを参考にする外、あらかじめ農業委員会の意見を聞いて手続きを進めることが適当であるとなっております。

す。

24 ページをお開き下さい。

今回保安林指定に係る意見について平成 31 年 2 月 7 日付けで五島振興局長より、〇〇町
〇〇 〇〇番、外 16 筆の農地について照会がありましたので、2 月 18 日に現地確認を行っ
ております。なお、所有者からの同意書も添付されております。以上です。

○議長

次に、議案第 69 号に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長
報告のあとに行います。それでは、議案第 69 号に対する〇〇地区協議会会長の報告を求め
ます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 69 号 保安林指定に係る農業委員会の意見について、
当協議会は去る 2 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 69 号

所 在： 〇〇町〇〇 〇〇番 外 16 筆

面 積： 4,033 m²

上記の農地につきまして、現況が森林状態を呈していると認められるため、保安林に指
定されることに支障なしとの意見にすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

□ 〇〇委員

ひとついいですか。

保安林といったら営林する山といった扱いになるんですか。ただ保安林っていつて県か
なんかが管理する？

○議長

個人で管理するものになります。保安林に指定を受けるということ。伐採等が制限され、
税金がかかりません。

□ 〇〇委員

ちなみにこの保安林は何の為のものですか。いろいろな種類があると思います。

○議長

そこはまだ確認しておりません。

□事務局

おそらく防災のためではないかと思えます。

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 69 号に対する地区協議会会長報告は、保安林指定については支障なし、との意見であります。地区協議会会長報告のとおり、農業委員会の意見については、保安林指定については支障なしとの意見とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号 保安林指定に係る農業委員会の意見については、支障なしとの意見とすることに決しました。

○議長

次に、議案第 70 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 70 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。25 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっていて、手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。26 から 32 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 4 筆、畑 16 筆、樹園地 1 筆の計 21 筆で、合計面積は 16,524 ㎡となっております。

4 月からの累計は、田 139 筆、畑 257 筆、樹園地 3 筆の 399 筆で合計面積は 348,221.01 ㎡となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 70 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。
始めに、ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定地について

1. ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 非農地証明書交付願いについて
4. 農地所有適格法人要件確認について
5. その他

○議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成30年度第11回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

＝午後 15 時 15 分 閉会＝